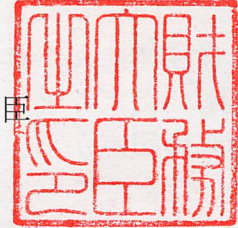


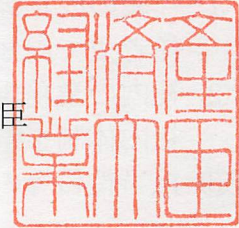
課 酒 7 - 3 2
20161212中第4号
公取企第144号
平成28年12月20日

関係事業者団体代表者 殿

財 務 大 臣



経 済 産 業 大 臣



公正取引委員会委員長



下請等中小企業の取引条件の改善に向けて

経済の好循環を実現するためには、下請等中小企業の取引条件を改善していくことが重要です。

こうした問題意識の下、政府は、平成27年12月に「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」（議長：内閣官房副長官）を設置し、大企業、下請等中小企業双方に対する実態調査を行いました。

その結果、依然として様々な取引上の課題が確認されたことから、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）において、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」における違反行為事例の充実を始め、関連法規の運用を強化することとしました。

こうした政府方針を踏まえ、平成28年12月14日、公正取引委員会及び中小企業庁において、法令の運用強化のため、次のものについて改正等を行いました。

- ① 「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）
- ② 「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」（平成28年12月14日経済産業省告示第290号）
- ③ 「下請代金の支払手段について」（平成28年12月14日 20161207中第1号 公取企第140号 中小企業庁長官 公正取引委員会事務総長）

親事業者が下請代金支払遅延等防止法等を厳守し、下請事業者との取引を適正化することは、親事業者と下請事業者が共存共栄関係を築く上での前提です。依然として下請事業者に対して不利な取引条件を押しつける事例が散見されますが、取引条件は、親事業者と下請事業者の双方が対等な立場で十分に協議し、合理的な内容で決定されることが基本となります。

貴団体におかれましては、こうした趣旨及び今般の改正等の内容について御理解いただくとともに、違反行為の未然防止、下請事業者との望ましい関係の構築の観点から、貴団体所属の親事業者に対し、次の措置を講じるよう指導していただくことを要請します。

- ① 今般の改正等の内容について、購買、外注担当者を始め、役員等の経営責任者まで周知徹底を図ること。
- ② 社内の業務規定やマニュアル等の点検、見直しを行い、法令遵守に向けた社内体制を整備すること。
- ③ 担当役員等の責任者には調達担当者の指導及び監督に当たらせること。

なお、主な業種については、経済産業省等が、下請適正取引等の推進のためのガイドライン（いわゆる「下請ガイドライン」）を定めており、今後、その改訂を予定しています。

また、平成 28 年 9 月 15 日に経済産業省がとりまとめた「未来志向型の取引慣行に向けて」を踏まえ、一部の業種では、現在、サプライチェーン全体の取引適正化と付加価値の向上の観点から、自主行動計画の策定が進められているところです。

これらを踏まえ、関係業界での積極的な取組を期待しております。

政府としては、今後とも、各種調査等を通じて、こうした取組の進捗状況を確認しながら、必要な措置を講じてまいります。